

10 東京地方裁判所 平成17年10月25日判決

平成17年10月25日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 土屋操

平成15年(ワ)第12743号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成17年7月29日

判決

東京都

原 告	X
訴訟代理人弁護士	荒 井 哲 朗
訴訟復代理人弁護士	白 井 晶 子

東京都港区赤坂1丁目5番11号

被 告	エー・シー・イー・インターナショナル株式会社
代表者代表取締役	高 橋 博 康
訴訟代理人弁護士	弘 中 憲 一 郎
同	加 城 千 波

主 文

- 1 被告は、原告に対し、3413万0965円及びこれに対する平成14年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを20分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、4031万8634円及びこれに対する平成14年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告から海外市場における商品及び通貨の先物オプション取引の勧誘を受け、被告と取引を行った原告が、勧誘から取引終了に至るまでの間の一連の違法行為により損害を被ったとして、被告に対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案である。

1 前提となる事実

次の各事実は、争いがないか、後掲証拠又は弁論の全趣旨により認めることができる。

(1) 当事者

ア 原告

(ア) 原告は、昭和12年〇月に生まれ、中学校を卒業した後、上京し、A 電気有限会社に入社した。同社を退社した後、家政婦等のアルバイトを行い、平成5年ころから平成12年ころまでは、B 株式会社に清掃員として勤務していた。

(イ) 原告の夫は、個人タクシー乗務員として稼働していたが、平成12年11月、体調不良等により廃業し、平成15年4月22日に倒れて入院してから意識不明の状態となり、死亡した。原告は、現在は、子供も自立し、1人で公団住宅に居住し、年金収入で生活をしている。

(ウ) 原告は、俳優宅で家政婦をしていたとき、同所に来ていた勧誘員に勧められて株式取引を行ったことはあるが、このほかには、商品先物取引やオプション取引を行ったことはない【以上、(ア)から(ウ)まで甲19、原告本人】。

イ 被告

被告は、海外市場に上場する商品又は通貨のオプション取引における受託業務などを業とする株式会社である。

(2) 取引経過

原告は、被告従業員の勧誘により、別紙売買経過表記載のとおり、平成8

年10月11日から平成14年5月30までの間、海外市場における商品又は通貨オプション取引を行った。原告と被告との間の取引は、別紙売買経過表のとおり、平成8年10月11日につき開始し平成11年4月9日で一旦終了したが、その後平成13年7月26日に再開され平成14年5月30日に終了した（以下、前半の取引を「本件第1取引」、後半の取引を「本件第2取引」、両者併せて「本件取引」という。）。原告の本件取引による累計差損金は3671万8639円となった。ただし、原告が預り金口座において現実に負担した金額は3671万8634円の損失となった。

(3) オプション取引の仕組み等について

ア オプション取引とは、原資産を予め定められた価格で買う権利又は売る権利を売買する取引であり、買う権利を「コール・オプション」、売る権利を「プット・オプション」、予め定められた価格を「ストライクプライス」、オプションを買い付ける際のオプション価格を「プレミアム」という。

被告が扱うタイプのコール・オプションの保有者は、原資産を特定の期日（満期日）までの任意の時点に、ストライクプライスで、一定数量を購入する権利を取得し、プット・オプションの保有者は、原資産を満期日までの任意の時点に、ストライクプライスで、一定数量を売却する権利を有する。

オプションの購入者は、満期日までに権利行使するか権利を放棄するかを選択することができ、またオプションを転売することもできるが、満期日を経過すると、権利行使できなくなり、オプションは無価値となる。

オプションの購入者は、コール・オプションを購入した場合は、原資産価格がストライクプライスを超えて上昇すればするほど、プット・オプションを購入した場合は原資産価格が満期日にストライクプライスよりも下落すればするほど利益は拡大する。他方で、オプションの購入者は、原資

産の価格が予想通りに変動しない場合はオプションを放棄すればよいので、損失は、購入時のプレミアム価格に限定されている。(一方、オプションの売り手は、取引時にプレミアムを受け取るが、オプションの買い手による権利行使によりストライクプライスでの対象商品の売買を履行する義務を負う。利益は受領したプレミアムに限定されるが、コール・オプションを売却した場合は、原資産価格がストライクプライスを超えて上昇すればするほど損失が拡大し、逆にプット・オプションを売却した場合は、原資産価格がストライクプライスを超えて下降すればするほど損失が拡大することとなり、その意味で損失は無限である。):

イ プレミアム価格は、本来価値（現時点において権利行使をしたならば得られる金額）と時間価値（現時点から最終期日までにおける原資産の価格変動の可能性に伴う価値）により構成され、プレミアム価格の変動要因としては、原資産の価格、原資産の価格の変動可能性（ボラティリティ）、権利行使期間、ストライクプライス、短期金利等があり、これらの要因が複雑に絡み合って価格が決定される。すなわち、原資産価格の上昇は、コール・オプションのプレミアム価格の上昇の、プット・オプションのそれの下落の要因となり、原資産価格の下落は、それぞれ逆の要因となる。次に、ボラティリティが大きいほど、満期日に原資産の価格がストライクプライスに達する可能性が高いことから、オプションのプレミアム価格の上昇要因となる。同様のことは、権利行使期間についても当てはまり、権利行使期間が長いほどプレミアム価格は高くなる。逆に言えば、時間の経過により権利行使期間が短くなるにつれ、時間価値が失われ、プレミアム価格の下落要因となる。また、コール・オプションについてはストライクプライスが現在の商品価格と比較して低いほど、プット・オプションでは高いほどプレミアム価格の上昇要因となり、短期金利の上昇はコール・オプションのプレミアム価格の上昇、プットオプションのそれの下落要因とな

るとされている。

ウ オプション取引は、原資産価格の変動リスクをヘッジする目的で開発された金融商品であるが、プレミアムが日々変動することに着目し、オプションの転売により利益を得るため、投機目的で購入されることもあり、個人投資家により購入される場合はこのような目的によるものである。

エ 以上のとおり、オプションの購入による損失はプレミアム価格と手数料に限定されるが、投資額全額を失う可能性も相当程度あることから、オプション取引は一般投資家の行う取引の中では、ハイリスクな取引であるということができる。

さらに、取引の仕組み自体が、抽象的・技術的な概念を多く用い、複雑であり、一般人には容易には理解しにくい上に、プレミアム価格の変動要因についての情報を一般の投資家が入手することが困難であり、特に、被告の扱う海外市場における先物オプションについては、原資産価格、ボラティリティはもちろん、プレミアム価格すら一般の公刊物には掲載されていない。したがって、プレミアム価格の変動要因についての情報の入手が難しい上に、仮にこれを入手できたとしても、一般の投資家において、これを分析して適切な相場判断を行うことは極めて困難であると解される

【以上、アからエまで乙16の1及び2、弁論の全趣旨】。

2 争点及び当事者の主張

(1) 本件取引における被告の勧誘方法及び取引行為の違法性（争点1）

（原告の主張）

ア 適合性原則違反

オプション取引はその取引の仕組み自体が複雑で理解困難なものである上、対象商品の価格変動要因及び価格変動要因に関する情報源の多様性、情報選択及びその分析の困難性などに照らすと、経済的余力、取引の理解能力及び相場の判断力等に乏しい者は、オプション取引を行う適格性を欠

く。そして、上記の情報収集力、その分析力に富む被告は、勧誘する顧客がかかる能力を有するか否かを審査及び判断し、上記能力等を欠く者に対して、オプション取引を勧誘してはならない義務を負う。このことは、証券取引法43条1項、日本証券業協会投資勧誘規則4条3号、商品取引所法136条の25第1項4号、日本商品先物取引協会受託業務に関する規則3条、5条1項1号、金融商品の販売等に関する法律（以下「金融商品販売法」という。）7条及び8条などが、証券取引及び商品先物取引について適合性原則を規定していることからも窺える。

しかし、本件においては、原告は、本件取引が終了するまでオプション取引の基本的な仕組みを理解しておらず、本件取引当時、原告が上記の能力を欠いていたことは明らかである上、本件取引原資は原告の老後資金であり余剰資金ではないため、高リスクの本件取引に耐えうるだけの資力を有していなかったことなどから、原告は、本件取引の適格性を欠く者であり、被告による原告に対する勧誘行為は、適合性原則に違反するものである。

イ 断定的判断の提供

断定的判断の提供とは、投機的な投資の取引勧誘者が、被勧誘者に対して、利益を生じること又は損失を取り戻すことが確実であると誤解されるような、取引結果についての判断を提供して取引を受託することをいうところ、取引勧誘者がかかる勧誘をすることは詐欺ともいべきものであり、違法である。

本件においては、被告従業員は、取引開始時から各個別取引勧誘に至る全過程において、原告に対し、「中国で買いが入るので砂糖が上がる。200万円から300万円で取引をすると、正月までには、1000万円になる。絶対に儲かる。」、「中国に大きなダムができるので、銅が上がる。絶対に儲けさせてあげるから、全て任せて。」、「原油が上がる。プットで

買え。」、「これからは円がいいと思う。円安になってくる。プットで買いなさい。」などと断定的判断を示し、取引を勧誘した。

ウ 説明義務違反

オプション取引は、一般投資家にとって、理解困難な取引であることからすると、取引を勧誘する者は、取引勧誘に当たって、同取引の仕組み、危険性、オプションの価格変動要因、その資料の入手方法及び分析方法等について、被勧誘者の理解力に応じた説明を尽くす義務がある。

また、金融商品販売法3条1項においては、金融商品の販売が行われるまでの間に、被勧誘者に対し、重要事項を説明すべきことを規定しているところ、金融商品の中には、預金のような低リスクのものも含まれることからすれば、高リスクのオプション取引については、勧誘者に尚更高的レベルの説明義務が課されると解される。

本件においては、被告従業員は、オプション取引をするために不可欠な上記事項について全く説明することなく、原告に対し、本件取引の勧誘を行ったものであり、その勧誘行為は違法である。

エ 新規委託者保護義務違反

投機的な投資取引の勧誘者は、被勧誘者に対し、自己の相場判断に基づく注文をなし得るよう、知識及び経験を蓄積させ、十分な自主的判断がなし得るまで、不測の損害を被らせないように取引量を抑制させるなどの新規委託者を保護し、育成する義務を負う。

本件において、原告は、オプション取引の基本的仕組み自体理解できておりらず、被告従業員はこのことを知っていたのであるから、被告は、原告に対し、過当な取引を勧誘しないようにすべきであったにもかかわらず、本件取引開始後3か月間で4000万円以上の現金を交付させており、この行為は、上記義務に違反するものである。

オ 一任売買

一任売買とは、各取引について、取引の種類、商品、限月、コール又はプットの区別、ストライクプライス、新規又は仕切の区別、取引数量、指値又は成行の区別、指値の場合はその価格及び委託注文の有効期間並びに成行の場合は取引を行う日などの事項の全部又は一部について、顧客の具体的指示を受けずに、取引の委託を受けることをいう。そして、一任売買は、顧客が自ら相場を判断して取引を行うものではないことから、その取引により生じる危険性を理解できない上、過当取引等の顧客の利益を害する取引がなされる危険性の高いものであるから、かかる取引は違法である。

本件取引においては、全取引が一任売買であり、被告の行為は違法である。

カ 過当取引、無意味な取引

オプション取引においては、取次業者は、取引回数が増加するほど手数料収入が増加することから、顧客の犠牲の下に取次業者の利益を図るべく過当な取引及び無意味な取引が行われ得るから、取次業者は、かかる過当取引及び無意味な取引を行わない義務がある。

本件においては、その取引頻度、取引数量、手数料率等から、被告従業員が、原告の取引に関する知識及び経験の不足に乗じて、危険性の高い商品を頻繁かつ過当に行わせたものであり、違法である。また、別紙売買経過表42、49、50、237、238、239及び241の各取引は、転売しても手数料を賄うに足りなかったものであるから、本来は権利放棄すべきであるにもかかわらず転売を行ったものであり、原告にとって無意味な取引が行われたことを窺わせる。

キ 無断売買

投資投機取次業者による取引の取次は、顧客の委託に基づいて行われるべきであるから、取次業者は顧客の委託なくして取次をしない義務を負う。

本件においては、被告従業員である佐藤は、原油のオプションを原告に

無断で購入したほか、別紙売買経過表237ないし243の取引は、オーダーチケットの原告の署名を偽造して無断で行ったものである。

ク 仕切拒否、仕切回避

オプション取引の取次業者は、顧客からオプションの売却の指図があれば、これに従う義務がある。しかし、業者の収入は、顧客から取引の委託があった際の手数料に依拠することから、顧客が手仕舞いの意向を示している場合であっても、損失を取り戻すことなどを理由として取引継続を勧め、仕切させないことが起こりがちである。したがって、取次業者は、顧客が一旦手仕舞いを指示した以上は、直ちに従い、取引継続を勧誘してはならない義務を負う。

本件においては、被告従業員は、原告が仕切を指示したにもかかわらず、これに従わなかったことから、上記義務違反の違法がある。

(被告の主張)

ア 適合性原則違反

原告の主張は否認する。一般人は、機関投資家よりも取引経験、情報収集力及び資金量に乏しいが、オプション取引は、株式取引や商品先物取引と同様に、特に一般人を排除すべきとはされていない。適合性を欠く者は、以下に具体的、合理的に取引の仕組みを説明しても全く理解することができないような、極めて思考力又は理解力に欠けるか、余裕資金が全くなくおよそ投資行為又は投機行為をする余地のない者に限定される。

本件においては、原告は、投資経験が乏しい高齢者ではあるが、取引の基本的仕組み及びリスクは理解できる上、資金的にも余裕がないとはいえないから、被告が、原告を勧誘し本件取引を行ったことは適合性原則に違反するとはいえない。

イ 断定的判断の提供

原告の主張は否認する。被告従業員は、原告に対し、各取引において、

市況情報からの相場観、ポジションの選択等についてアドバイスは行ったが、この際、断定的判断の提供は行っていない。

ウ 説明義務違反

被告従業員は、原告に対し、「オプション取引のA B C」などの資料を基にオプション取引の基本的仕組み、コスト、リスク及びリターン等を説明した上、原告が理解したか否かを確認するため、新規口座開設確認書を作成させた。また、本件取引開始後、営業担当者とは別の部署のコンプライヤーが、原告に対し、オーダーチケットに記載されている取引所、銘柄、権利区分、限月、ストライクプライス、数量及び有効期限等の意味を確認・説明し、さらに、オプション及び買付計算報告書を示して、記載事項の見方、計算の仕方、円建て買付代金及び手数料等を説明した。

したがって、被告従業員は、原告に対し、オプション取引についての十分な説明を行っており、説明義務に違反していない。

エ 新規委託者保護義務違反

原告の主張は否認する。

オ 一任売買

原告の主張は否認する。

カ 過当取引、無意味な取引

原告の主張は否認する。なお、原告が権利放棄すべきであるにもかかわらずこれを行わなかったと主張する各取引は、転売時には売却価格は必ずしも分かるものではないから、権利放棄をしなかったとしても、それが直ちに違法となるものではない。

キ 無断売買

被告従業員の佐藤が原油のオプションを原告に無断で購入したとの原告の主張は否認する。また、平成14年5月30日の取引は、原告に取引遂行意思なしと判断して行ったものである。

ク 仕切拒否、仕切回避

原告の主張は否認する。

(2) 損害額（争点2）

(原告の主張)

本件取引により原告に生じた損害は3671万8634円であり、訴訟追行に要した弁護士費用は360万円である。よって、原告は、前記の被告による違法行為により合計4031万8634円の損害が生じた。

(被告の主張)

原告主張の損害額については否認する。

(3) 過失相殺の有無（争点3）

(被告の主張)

ア 顧客は、取引内容について自分が理解できているか、余裕資金があるか否かについては、自分自身で判断すべきであり、理解が不足している場合には、適宜質問をして理解不足を解消すべきところ、原告は、本件取引について理解が不足している、又は余裕資金に乏しいことについて認識していたのであれば、本件取引に当たって適宜質問をしたり、取引継続を中止するなどするべきであった。原告は、それにもかかわらず適宜質問をすることもなく、本件取引に踏み切ったのであり、原告の過失と評価すべきである。

イ また、被告は、オプション取引の仕組みやリスクについて、説明資料を用いて繰り返し説明をしていることからすると、原告は、営業員やコンプライヤーの説明をよく聞かなかった、上記資料をよく読まなかつた、不明な点について質問をしなかつた、又はアンケートにあえて自分の認識と異なる点を書いたものであり、これらの点は、原告の重大な過失と評価すべきである。

ウ さらに、被告従業員が強く商品を推奨したとしても、これにより原告が

意思決定の自由を阻害されではおらず、被告従業員のアドバイスに原告の判断が左右されたことはない。むしろ、被告従業員が強く商品を推奨したとしても、それは商品の価格変動についての予測を基にしたものであって、客観的真実ではないのであるから、これを原告が信じたとすれば、信じた原告に損害発生の帰責性がある。

エ そして、原告は、本件第1取引において大きな損失を計上して取引を終了したのであるから、オプション取引の持つリスクについては十分に認識していたはずであり、それにもかかわらず、被告から特別に強い勧誘を受けたものではないのに、本件第2取引を開始し、継続しており、本件第2取引における原告の帰責性は特に大きいものがある。

オ 以上の事実によれば、原告には、過失相殺すべき事由があり、その割合は5割を下らない。

(原告の主張)

原告には、以下に述べるとおり、過失相殺すべき事由は存在しない。

ア 本件のような取引的不法行為においては、被害者である原告の落ち度を過失相殺事由と捉えることは適切でない。すなわち、事実的不法行為においては、通常、加害者の過失と被害者の過失は別個独立の要因により生じ、相互に影響力はない。これに対し、取引的不法行為においては、通常、加害者の過失が被害者の過失に先行し、加害者の過失が被害者の過失に因果力を持つため、被害者の過失の態様・程度は、加害者がコントロールすることができる。そして、特に、本件のような投資取引における不法行為においては、被害者の過失により拡大した損失は、加害者の利益に転化することも考慮すると、被害者の過失を捉えて過失相殺することは、正義・公平に反する結果となる。

イ また、被告は、金融商品の勧誘及び取引受託を業とする会社であり、原告ら顧客の従前の日常生活にはなかった新たな危険を顧客の生活に持ち込

み、これにより利益を受けるものであるから、取引行為から生じる結果について重い責任を負う。

ウ さらに、原告と被告は、オプション取引についての知識・経験、保有する情報量、その分析力に格差があることなどからすると、原告が被告から十分かつ正確な情報が提供されなかつた状況下では、「自己責任の原則」は過失相殺事由とはならない。また、原告が、説明書等を熟読しなかつたこと、本件取引を継続したこと及び利益が出ることを期待したことなども過失相殺事由とはならない。

(4) 消滅時効完成の有無（争点4）

(被告の主張)

本件取引は、平成8年10月11日から平成11年4月9日までの取引（本件第1取引）と、平成13年7月26日から平成14年5月30日までの取引（本件第2取引）に区別することができるところ、本件第1取引については、取引終了時である平成11年4月9日から、不法行為に基づく損害賠償請求権は消滅時効期間が起算され、本件訴え時には時効が完成している。したがって、不法行為に基づく損害賠償請求については、消滅時効を援用するとの意思表示をする。

(原告の主張)

本件第1取引について平成11年4月9日から不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を起算するとの被告の主張は否認する。本件取引は、本件第1取引及び本件第2取引を通じて全体として1連の取引である。不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算日は、原告が弁護士に相談をした平成14年3月であるから、時効が完成していないことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

(1) 本件取引の経緯

ア 原告本人尋問の結果、甲第19号証（原告の陳述書）、甲第10号証及び第15号証の1ないし10（原告と被告従業員との会話の各録音テープ）、甲第8号証及び乙第4号証の1ないし3（委託者別オプション取引金現在高帳）、甲第11号証の1ないし43（オプションオーダーチケット）、乙第1号証の1ないし22及び乙第3号証の1ないし7（委託者別オプション取引勘定元帳）並びに後掲各証拠によると、本件取引の経緯につき、以下の各事実を認めることができ、これに反する証拠は採用しない。

（ア）平成8年9月ころ、被告従業員佐藤が原告の自宅に電話をかけてきて、オプション取引を勧めたことから、原告が小豆の先物取引で損失を出して自殺した人がいることを聞いていていることを告げて断ったところ、佐藤は、被告が扱うオプション取引は大丈夫であり、損はさせないと言って取引を勧めた。その後、佐藤は、2週間ほどの間、毎日のように原告に勧誘の電話をかけてきた。さらに、ある日、佐藤が突然原告宅に訪ねてきたことから、原告は佐藤と後日喫茶店で会うことを約束した。

（イ）平成8年10月8日、原告宅の最寄り駅である駅前の喫茶店に、佐藤が被告の従業員である坂本■（以下「坂本」という。）を伴って来て、原告と面会した。そして、主として坂本が、原告に対し、「中国で買いが入ることから、砂糖が上がる。」「20枚買うと正月までには1000万円になる。」「絶対に儲かる。」などと繰り返し述べ、オプション取引の勧誘を行った。原告は、1時間半ほど勧誘を受けて、ここまで言うのならば大丈夫であろうと考え、取引をすることを承諾し、商品オプション取引契約書に署名・押印した。そして、原告は、翌日、原告宅において、佐藤に対し、280万円を交付し、同月11日、砂糖のコール・オプション20枚の買玉を建てるにより、本件第1取引が開始した。

(ウ) その後、原告は、坂本から大豆は値上がりするから買った方がいいと勧められ、平成8年11月26日、大豆のコール・オプションを5枚買った。

(エ) さらに、原告は、駅前の喫茶店で被告従業員の松本を紹介されたが、松本から、「中国で大きなダムができるため銅が不足することから、銅が上がる。」、「借錢してでも買いなさい。」、「僕に任せて。」などと言われ、銅のオプションを買うことを強く勧められ、平成8年12月5日に、銅のコール・オプションを17枚、翌6日に、同オプションを10枚買った。松本は、「絶対に儲けさせてあげるから、全て任せて。」と言っていたが、その後、名古屋に転勤になったということで連絡が取れなくなった。

(オ) 原告は、佐藤から原油が安くなるからプット・オプションを買うように勧められ、平成8年12月13日、原油のプット・オプションを2枚、平成9年1月7日、同オプションを2枚買った。

(カ) その後の取引についても佐藤が入れ替わり他の被告の従業員を連れてきて、種々の商品を勧誘され、原告は平成10年4月まで別紙売買経過表のとおりの取引を行った。この間、佐藤は松本が名古屋から戻ってきたと言って同人を原告のところに連れてきたが、原告は、松本から、それまで原告が取引していた砂糖、大豆、小麦の各コール・オプション、金のプット・オプションについて、「こんなのを買っていてはだめ。僕に任せなさい。今まで取引していたものを全部売ったお金で1億円にしてやる。」などと繰り返し勧誘され、松本に取引を一任したが、その後、松本は損が出たことを原告に告げて退職した。

(キ) 原告は、松本が被告を辞めることを知り、平成10年4月ころ、被告に電話をし、社長の水流 [REDACTED] (以下「水流」という。) に対して、被告従業員が絶対大丈夫と言ったにもかかわらず損が出ていると苦情を述べ

たところ、水流から「ゴールドを買いなさい。これ買えば大丈夫。」と言われ、喫茶店で水流と被告従業員の野村と会い、同月27日、金のコール・オプションを5枚購入した。その際、水流から、「野村部長は損をさせない。」と言って、野村に取引を任せるよう勧めたので、同人に取引を任せた。

(ク) 平成10年4月以降の取引の状況は別紙売買経過表のとおりであるが、原告は、平成10年9月11日に砂糖のコール・オプションを5枚購入後、被告から送られてきた冊子に原油が上がる旨書かれていたことから、水流に電話して原油を買いたい旨述べたところ、同人から、「年寄りには売れない。」と断られ、また原告も資金がなくなったことから、前記の砂糖のコール・オプションの購入後は被告との取引は途絶え、原告が購入したオプションは平成11年4月9日に権利放棄により全て失効し、被告との取引は一旦終了した。その結果、原告の取引における累計差損金は、別紙売買経過表記載のとおり、1775万0354円となつた。ただし、原告が預り金口座において現実に負担した金額は、1775万0353円（うち手数料1445万1000円）となつた。

(ケ) 平成13年夏ころ、被告の従業員である片桐■（以下「片桐」という。）は、原告が以前に被告と取引していたことを知らずに、原告に対して勧誘の電話をしたところ、原告は、本件第1取引による損を何とか取り返したいと考え、片桐と喫茶店で会うことを承諾した。原告は平成13年7月25日、片桐と斎藤■（以下「斎藤」という。）に喫茶店で会って、以前に被告と取引をして損をした旨苦情を述べると、斎藤が、「今はやり方が違う。絶対に取り返してやる。」「これからは砂糖とコーヒーが上がる。コーヒーはブラジルで豆のいいのだけにする。砂糖は中国から買いが入る。」「大丈夫だから買いなさい。」「損はしない。」と言って取引を勧誘したことから、米国先物オプション取引契約書に署

名・押印した。

そして、原告は、本件第2取引を開始し、平成13年7月26日、砂糖のコール・オプションを2枚、同年8月2日、同オプションを3枚、同月23日、コーヒーのコール・オプションを3枚買った。

(イ) さらに、原告は、斎藤や片桐から連日のように電話で、「お金は必ず取り返すことができる。」、「株を売って買いなさい。」、「絶対大丈夫なものしか勧めない。」などと勧誘され、所有していた株を売却して、取引を続けた。その後の原告の被告との取引の状況は別紙売買経過表の通りであり、主として日本円のプット・オプションを主体とするものであった。

(ガ) 原告は、平成13年末に購入した日本円のプット・オプションが円安傾向の下で利益を出し、平成14年1月24日までの間に転売により約1200万円の純益が出た。原告は、同日、片桐から、日本円のプットオプションが2000万円余りで売却できたことの報告を受けるとともに、同人から、「また円を買いなさい。」、「僕が今まで嘘をいったことがありますか。」、「ちゃんと儲かったじゃないですか。」、「買わないとだめだ。」などと日本円のプット・オプションの購入を勧誘され、34枚を一度に購入した。

(シ) 原告は、この間、同じ公団住宅に住んでいる知人のC(以下「C」という。)に「円安になると儲かることをしてくれる会社がある。」と被告との取引のことを話したが、同人が自分もやりたいということであったので、斎藤に取引をしたがっている人がいると伝えたところ、斎藤は、「大丈夫ですよ。損はしないから。その人にも儲けさせてあげる。」と言ったので、Cから、平成14年1月中旬と同年2月中旬にそれぞれ400万円を預かり、「友達のものだから、絶対に損をさせないでね。」と言って片桐に渡した。

(ス) 同年3月から4月初めにかけて、被告の従業員らは、次のような文言を用いて、原告に対して、オプション取引を勧誘したり、原告からの質問に答えた。

a 被告の従業員である西野 [] (以下「西野」という。) は、平成14年3月ころ、原告に対し、次のような言葉を用いて円のプット・オプションを買うよう勧誘した。すなわち、「今現状的に128円、129円ですから、132円、133円というのが見えてる中での128円、129円なわけでしょ。4円、5円のスライドというのは間違いなく取れるわけですね。4円取れれば倍でしょ?」、「買えないというよりも買っていかないとまずいです。」、「わかってないですかって、絶対高橋さん、絶対分かってない。」、「(原告の「お金がない。」という言葉に対して)いや、保険があるっていいったじゃないですか。」、「この市場は火曜日になつたら暴騰してきますから。あと2日ですよ。だから、買って欲しいと言うんじゃないですか。」、「(原告の「うちはもう損して株まで売っちゃつてあるからね。」との言葉に対して)だからそれを取つていかないといけないでしょ。だから絶対的に取れるときに取つていかないと。」、「120円台ですから。だからそういう保険もかける意味で今言ってるし、絶対的に今から円安って意味の中ですから。」、「月曜日に行って火曜日にお金作れますから、絶対。いま(保険に)300万円は入れてるとしたら240は作れます。」、「寝るためにこれだけやってくださいよ。やらないんですか。やらないなら寝れないままですよ。」、「1か月待つてもらえば絶対的に儲かりますよ。任せてください。」、「だから言ったとおりじゃないですか。昨日の現状からね、1円以上動いてきてるわけなんですから、だから入れときや安心だって言ってるんです。絶対大丈夫です。」、「300万でも400万でもあのときにやつとけば、135円、136円まで

きたときには2000～3000万になってるんですよ。」と勧誘し、さらに別の機会には、「絶対買ってください。」、「(原告の「お金がない。」との返事に対して)保険があるでしょう。」、「円安の流れは絶対変わらないんだから。」、「絶対安心ですよ。だから一時的に増やしていった方がいいんじゃないですか。円安になったら。」、「(原告の「140円ぐらいいきますか。」の問い合わせに対して)いきますよ。」などと言って勧誘した。

- b 被告の従業員である村山 [] (以下「村山」という。)は、平成14年4月2日、「(原告の「円安になるか。」との質問に対して)円安になる。なるしかないじゃないですか。」「利益出ますよ。100万ちょっとぐらいかなと思いますけどね。」「リスクは少なめにしてですね、少しずつ取っていくしかないですね。」「細かくても10回取れば1000万円ですから。」「(原告の「今日買った方がいい?」との質問に対して)今日買った方がいいんじゃないかと思いますけどね。」「(原告の「何枚。」との質問に対して)22ぐらいと思います。22枚。」と日本円のプット・オプションの購入を勧め、22枚を購入させた。
- c 被告の従業員である京西は、平成14年3月ころ、「(原告からの円安になるかとの質問に対して)なっていきますよ。」と答え、「2倍という利益は今お持ちになっているものでは取れないんですよ。」「今お持ちになっている6月分に関しては、手数料抜けたりもしていないわけですよね、まだ。」「その代わり今回この値段で買ってくれることによって、その分というのは儲けられるんですね。」「一番安心していただくには拾っていただく。」などと言って、勧誘した。
- d 被告の従業員である斎藤は、平成14年3月ころ、保有する日本円のプット・オプションの価格の動向に不安を抱く原告からの「円安に

なるが。」との質問に対して、「全然大丈夫。6月でも全然余裕で取れますよ。」「全然もうね、安心してみていただけますよ。だってまた130円もうちょっとですから。」「正直ね、大船に乗ってね、見ていただいて全然いいですから。」「(原告の「円が140円になるか。」との質問に対して) 大丈夫です。」と答えた。

e 被告の従業員である上野は、平成14年3月ころ、原告からの質問に対して、「やっぱりいろいろ、いろんな話を聞いててもね、やっぱりこの政局不安とか構造デフレという、構造不況ということですので、この先やっぱり日本円が絶対安くなるなという確信を持ち始めていますよ。」「絶対円安しかないってことなんですね。」「安心してください。」と答えた。

(セ) 原告は、平成14年3月ころ、被告との取引に疑問を抱き世田谷区の法律相談から紹介された新宿の法律相談センターに行き、被告に対して内容証明郵便を出すことを勧められ、これを作成したが、発出を控えていた。

(ソ) 原告は、平成14年5月22日に内容証明郵便を被告に発出したが、被告の従業員から、取引を打ち切る旨通告された。その後、被告は、同月30日に原告に対し取引遂行意思なしと判断して、保有するオプションを全て転売し、本件第2取引を終了させた。その結果、本件第2取引における累計差損金は、別紙売買経過表記載のとおり、1896万8285円となった。ただし、原告が預り金口座において現実に負担した金額は、1896万8281円（うち手数料1297万円）となった。

(タ) 本件第1及び第2取引において原告が被った損失総額は、3671万8634円であるが、このうち手数料は2742万1000円であり、損失総額に占める割合は、74.67パーセントである。

本件第1及び第2取引の取引回数は合計153回であり、月平均の取

引回数は約4.54回である。

また、本件第1取引中の別紙売買経過表記載42, 49, 50の取引は、いずれも、オプションを転売した取引であるが、転売により得たプレミアムから転売手数料等を控除すると、利益が残らず、むしろ損失が生じた取引であり、これらについては、オプションを転売することなく、権利放棄をすれば、原告に生じる損失をより圧縮することができたものである。

さらに、本件第2取引中、取引終了日である平成14年5月30日の転売（別紙売買経過表記載237から243までの取引）は、いずれも原告の承諾なく行われたものであり、このうち別紙売買経過表記載237, 238, 239, 241の取引は転売手数料等を貰えなかった取引である（なお、原告は、本件第1取引において佐藤が被告の営業担当者であったときに原油のオプション1枚を無断で購入されたと主張し、原告本人尋問の結果及び甲第19号証（陳述書）には、これに沿う部分があるが、原告は原油をはじめて購入した時期に無断購入があったように供述する一方、購入枚数は1枚であったと供述しており、別紙売買経過表の記載からも明らかなどおり、時期と購入枚数が客観的事実に一致しないから直ちに信用できず、原油のオプションの無断購入を認めるに足りない。）。

イ 被告の主張の検討

(ア) 被告は、被告の従業員が勧誘に際して、上記認定のような発言をしたことを見認し、これに沿う証拠として、乙第17号証（坂本の陳述書）、証人坂本の証言及び証人村山の証言がある。さらに、被告は、原告と被告従業員との間の会話の録音テープである甲第10号証及び第15号証の1ないし10について、①これらのテープは原告と被告従業員の各会話を録音したオリジナルテープのうち複数の機会の会話を継ぎ接ぎし、

原告にとって有利な形に編集したものであり、そのことは、乙第19号証（鑑定書）により裏付けられること、②会話の録音は平成14年3月から4月初めにされたものであるが、原告は同年2月15日から4月1日までは取引をしていないことからすると、原告は被告と取引するため被告従業員と会話したのではなく、被告従業員から自己に有利な発言を引き出し録音するために被告従業員との会話を繰り返し、被告従業員の発言はその誘導に乗ったものであることなどを主張し、これらのテープの信用性は低く、これらを基に取引全般における被告従業員の会話を推認することはできない旨主張する。そこで以下に検討する。

(イ) まず、原告と被告従業員との間の会話の録音テープの信用性について検討するに、しかしながら、乙第19号証の鑑定の対象となった録音テープは、原告代理人がもともと原告が録音していたオリジナルテープの中から、証拠として提出を考える部分のみを証拠提出用に1本のテープの中にダビングしたものであるから、鑑定の対象となった録音テープがオリジナルのテープではなく、ダビングされ編集されたものであるということ自体は、何らその証拠価値に影響を与えるものではない。

確かに、乙第19号証によれば、甲第15号証の9のうちの原告が「老人ホームに入るためお金がいるのです。」「あれは本当に主人にも息子たちにも内緒でね。私がやったことなので。」と述べた部分については、オリジナルな発言が一旦録音された上に、上書きする形で、当該発言が録音されたものであることを認めることができる。

しかしながら、乙第19号証は、上記以外の部分についてオリジナルな発言の上に別の発言が重ねて録音された箇所、あるいは、原告と被告の従業員との間の一連の会話の中において、オリジナルな発言の順序を入れ替えるなどの編集がなされた箇所があることは指摘していない。また乙第19号証の指摘する上記2箇所については、原告は、もともと家

族に対する愚痴等の発言が録音されていたことから、証拠に提出するのに差し障りがあると考えて上書き録音した旨述べ、編集を認めており、村山との一連の会話の流れの中において当該部分が特に重要な意味を有していたとは窺えないことから、原告の弁解にも首肯しうるところがある。さらに、原告と被告従業員との間の各会話をみても流れに不自然なところがあるとは認められないことからすると、録音テープの成立過程に疑義を挟むべき事情はないというべきである。

(ウ) 次に、原告は被告従業員から自己に有利な発言を引き出し、録音する目的で被告従業員との会話を行ったものであり、これにより被告従業員の日ごろの対応とは異なる発言が引き出されたとする被告の主張について検討する。

原告は、本人尋問において、被告従業員との会話を録音した動機について、これまで被告従業員から絶対に大丈夫と言われてオプション取引をしてきたが、そのとおりにはならなかつたので、後日、発言を否定されると困ることから録音した旨述べているところ、原告と被告従業員との各会話をみても、会話の流れに不自然なところはなく、ことさら原告が誘導的な質問をしているとは認められず、むしろ被告従業員の方が会話の主導権を握っている部分もあり、被告従業員らの日ごろの原告に対する対応が窺えるところがあるといるべきである。

以上によれば、甲第10号証及び第15号証の1ないし10はいずれも信用性を有するものということができる。

(エ) a さらに、後掲各証拠によれば、被告の営業活動等について以下のような事情が認められる。

① 被告は、平成16年9月22日、財務省関東財務局から、次のとおり、金融先物取引法79条1項5号に該当する事由があつたことなどを理由として、同法79条1項に基づき、金融先物取引業の許可取消

しの行政処分を受けた【甲17】。

すなわち、被告は、オプション取引の顧客への勧誘を積極的に行っていたが、一方で、営業部門から独立した顧客管理体制の整備を行っておらず、さらに取締役社長等が、営業員に対し、営業に係る社内ルール等の条件を緩和するなどの指示を行っていた。

そのような状況の中で、オプション取引について、多数の営業員が、多数の顧客に対し、顧客の資産、能力等に照らして過大な投機的取引を勧誘し、その結果、これらの顧客に多額の損失を発生させており、同社は、海外金融先物取引の受託にあたり、「金融監督等にあたっての留意事項について（事務ガイドライン）」9-2-4(2)に規定する「過大な投機的取引の防止」に努めていない。

同社が行った上記行為は、金融先物取引業協会規則「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」第4条第6号に規定する「顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過当な数量の金融先物取引等の勧誘を行う行為」に該当し、組織的関与の下、内部管理体制が欠如している中で行った当該行為は、金融先物取引業に関し、著しく不当な行為に該当する行為であって、取引の公正を害し、委託者の保護に欠けるものと認められた。

また、委託者から預託を受けた委託証拠金については、金融先物取引法81条第1項に基づき自己の財産と区別して管理しなければならず、同社の運転資金に流用するなど、極めて不適切な行為が認められたなどとするものである。

② さらに、被告は、平成15年5月9日、社団法人金融先物取引業協会から、同協会の監査により、
i 主婦には勧誘しない、
ii 年金生活者は原則勧誘しない、
iii 70歳以上は勧誘禁止という指導を受け、業務改善方針を協会に提出しながら、従業員に対する指導、監督が不十分

であったことから、当該方針を逸脱した勧誘、受託を行ったとして、
譴責の処分を受けた【甲1、2】。

③ また、国民生活センターには、平成10年から平成14年までの間に、被告との取引に関して224件の相談がなされており、相談内容は、執拗に勧誘された、絶対に儲かると言って勧誘された、高齢の女性に対して勧誘がなされたなどの苦情が大半を占めている【甲3】。

④ 被告の元従業員は、被告に勤務していた平成11年3月1日から平成12年7月までの間の被告の状況について、被告に対して提起された別件訴訟における証人尋問及び陳述書の中で、以下のとおり証言ないし供述している【甲16、甲20】。

すなわち、被告においては、新入社員は、約2週間の研修を受けるものの、その研修の内容は、社訓を齊唱するといったものであって、先物取引やオプション取引といった金融商品に関する知識の習得は行われず、営業に必要なのは熱意であり、知識は不要であるとされていた。また、営業時に顧客に対して説明する内容もマニュアル化されており、それ以外の説明をすることは許されなかった。

被告では、電話でアポイントを取るパート職員（コーディネーター）が、電話帳記載の電話番号に順次電話し、勧誘を強く断らなかった人に対し、営業員が訪問をして勧誘をしていたが、これによりアポイントを取ることができる顧客はほとんどなかったことから、営業員が、アポイントなく訪問勧誘する方法が常態であった。そして、営業員は、1月当たり約100件の家を訪問し、勧誘をしていた。

また、営業員には1月当たりの手数料収入が500万円以上などのノルマが課されており、これを達成できない場合には、暴力的な制裁を受けることがあった。また、顧客に保険を解約させたりして大きなお金を工面させるときには、会長や上司が顧客に承諾させるまで電話

している社員の後ろに立っていることもあった。週休2日制であったが、残業や休日出勤が常態化していた。入社時の基本給は税込みで約23万円であり、担当している顧客から得た手数料の4パーセント分の歩合給があった。残業代は時給850円であったが3時間分が上限である上、休日出勤は無給であり、最終電車を逃したときに利用するタクシ一代、顧客訪問時の交通費及び勧誘時の喫茶店代等は全て営業員の個人負担となっていた。したがって、固定基本給のほかに、顧客から獲得した手数料に一定率を乗じた歩合給を得なければ、その生活を維持することが困難な状況であった。

- b 以上のとおり認められる。そして、これらを総合すると、本件取引の期間、被告においては、営業員に金融商品についての十分な教育をせずに、顧客獲得のノルマのみが課され、これを達成できないときは制裁が加えられたほか、給与面でも歩合給に依存する部分が大きかったことから、勢い、オプション取引のリスクを十分説明せずに利益を強調した無理な顧客獲得がなされる素地があった上に、現に、組織的に利益強調型の勧誘行為が行われていたことが窺われる。
- c この点、被告は、社内に法制管理部を設けており、平成9年以降は、法制管理部の職員が取引開始前に顧客に面接し、取引の仕組みとリスクについて顧客の理解ができているか否かを確認し、さらに、取引開始後顧客と事後面接し、顧客に郵送されている授権書、計算報告書に基づき、注文内容とその成立の確認、各書類の見方、ルールとリスクの再確認、プレミアム表の見方、損益の分岐点などを説明するシステムを探っており、また法制管理部は、毎月1回、営業部から収集する顧客カードを基に各顧客の取引状況を確認し、過大取引等がある場合は営業に報告をしているとする【証人坂本】。

しかしながら、法制管理部の課長であった証人坂本においてさえ、

法削管理部においてどのようなシステムで営業担当社員の問題のある勧誘ないし取引に関する情報を収集し、これに対してどのように是正していたのかということについて何ら具体的な説明をすることができず、さらに既に述べたような被告の営業活動をめぐる問題状況が発生していることからすると、前記の方策は必ずしも機能していなかつたといわざるを得ない。

(オ) 以上によれば、本件において、被告従業員は甲第10号証及び第15号証の1ないし10に記載されたとおりの発言を現実に行っているところ、既に認定した本件取引当時の被告の営業活動等をめぐる状況をも勘案すると、かかる発言は当該会話に限定されるものではなく、他の従業員も含めて本件取引の全過程において類似の発言がなされたものと推認することが可能であり、被告からの勧誘について原告の供述するところは信用でき、これに反する被告提出の証拠は信用できない。

(2) 適合性原則違反

ア 既に第2、1(3)において認定したとおり、本件オプションがハイリスクな金融商品であり、取引の仕組みが一般投資家に容易に理解し難い複雑なものであって、価格変動要因についての情報を入手し、これを分析して的確な投資判断を行うことに困難を伴うものであることからすると、一般投資家から注文を受けて取引を取り次ぐ取次業者は、受託契約関係から派生する保護義務として、取り扱う商品に係るリスクに関する知識、情報、その分析能力、リスク負担能力を有していない一般投資家に対して当該商品を勧誘してはならない義務を負っているものと解される。

そこで、以下に本件取引において被告にかかる義務違反があつたか否かについて検討する。

イ まず、既に認定したところ（第2、1(1)）及び証拠【甲15の6及び7、甲19、原告本人尋問の結果】によれば、原告の経歴、収入、資産の状況

について、以下の各事実を認めることができる。

- (ア) 原告は、昭和12年〇月生まれの、本件取引当時60歳の女性であり、中学校を卒業した後、会社勤務、家政婦等のアルバイトを経て、清掃員の仕事をしていたものであり、持家はなく、公団住宅に居住していた。原告の夫は、本件取引当時、個人タクシーの乗務員として稼働しており、収入は個人タクシーからの収入が月収30ないし40万円、原告の清掃員としての収入が月収約15万円あり、資産としては老後の生活資金として約4000万円の預金があった。
- (イ) 原告は、本件第1取引終了後の平成12年に清掃員の仕事を辞め、そのころ原告の夫も体調を崩して個人タクシーを廃業したことから、本件第2取引を開始するころには、収入は年金生活のみとなつた。
- (ウ) 原告は本件第1取引で約1800万円の損失を被ったことから、何とか損失を取り戻したいという動機で本件第2取引を開始した。原告は、本件第2取引においても約1800万円の損失を出し、当初あった預金を全て失ってしまった。
- (エ) さらに、本件第2取引において原告は800万円の資金を預かり、これをオプションの購入に充てており、そのことは被告の従業員も知っていた。
- (オ) このようなことから、原告は、被告従業員と間の会話の録音テープからも明らかなどおり、平成14年3月ころには、保有するオプションの損失が拡大するのではないかと精神的にも追い込まれた状況となっていた。
- ウ(ア) 次に、原告の本件オプション取引についての理解の状況を検討する。
- 証拠【乙2、乙5、乙7ないし13、乙16の1及び2】によれば、以下の事実を認めることができる。すなわち、原告は本件第1取引の開始前に坂本からオプションの基本的ルールが図解された「オプション取

引のA B C」というパンフレットを渡され、これに基づきオプション取引の仕組み等について説明を受けた。また、原告は、本件第2取引の開始前にも斎藤と片桐から「オプション取引のA B C」を渡され、オプション取引の仕組み等について説明を受け、さらに被告の法制管理部の小林典義から理解度について確認を受けたほか、取引開始後も法制管理部による面接を受け、原告が買い付けたオプションについての書類（授權書、計算報告書）が郵送されていたのに基づき、基本的事項の説明を受けた。

そして、以上の事実に原告は本件第1取引により約1800万円の損失を被っていることや甲第15号証における原告と被告従業員とのやり取りも総合すると、少なくとも本件第2取引時点において、原告は本件オプション取引がリスクを伴うものであること、コール・オプションは原資産の価格が上昇すると、プット・オプションはこれが下落すると利益が出る可能性があることといった程度の理解を有していたことは認められる。

(イ) しかしながら、他方で、原告本人尋問において、コーヒーのオプションはコーヒーの何を買ったのかとの問い合わせに対して、「コーヒー豆でしょうね。いい豆しかないと言うのだから豆だと思います。」と答え、また、本件第2取引において日本円のプット・オプションを購入した理由について、「日本円は砂糖やコーヒー等の商品と異なり目減りしないため、大丈夫と考えたから。」と答えるなど取引の対象についての理解にも覚束ないものがある。

また、原告は、平成14年4月2日の被告従業員である村山との会話【甲15の9】の中においても、村山に対して「1200とか1250とはどういう意味か。」と質問しており、本件がレバレッジが掛かった取引であることを理解していない。さらに、原告は、原告本人尋問にお

いて、例えば原油のコール・オプションを買った場合どうなれば儲かるかとの質問に対して、「将来の原油の値段というのは分からぬけれども、今の原油の値段が分かっているから、それよりも上になれば上がっていく。」「今の値段よりも少し上がっていけば、儲かると。」と答えており、本件第2取引の終盤である平成14年3月ころの被告従業員との会話【甲10、甲15の1ないし10】をみても、多数のやり取りの中で、原告はストライクプライスやプレミアム価格という用語を自ら一切用いていないのみならず、これを意識した質問や発言を全くしていないことが認められ、これらによると原告にはオプション取引の損益計算についての理解が欠如しているものといわざるを得ない。

同様に平成14年4月2日の原告と村山との会話の録音テープによれば、原告はこの時点においても未だにオーダーチケットを自ら記載することができず、村山から指示されるままに、これを記入している事実が認められる。

(イ) 以上によれば、原告は、多数の取引を行った後の本件取引の終盤においてさえ、オプション取引の基本的な仕組みについて理解を欠いたまま取引を行っていた事実が認められ、これに反する乙第17号証、乙第18号証、証人坂本の証言、証人西野の証言、証人村山の証言はいずれも信用できない。

エ 以上のとおり、原告は高齢の女性であり、多数回の取引にもかかわらずオプション取引の基本的な仕組みが理解できておらず、老後の生活資金としての預金以外に余剰資金はなく、特に本件第2取引の時点では、既に約1800万円の損失を出した上、この損失を取り戻したいというのが取引開始の動機であり冷静な判断を期待できない状況にあり、オプション購入代金には知人からの預り金800万円も含まれており、精神的にも追い込まれた状況にあったのであるから、本件オプション取引の適合性を欠いて

いたものというべきであり、原告に対して取引を勧誘し、取引を継続した被告の行為は、適合性原則違反による債務不履行に該当するものというべきである。

(3) 断定的判断の提供

リスク商品の取次業者は、受託契約上の付随義務として一般投資家の投資判断に不当な影響を及ぼすような断定的判断を提供してはならない義務を負っているものと解される。

しかるところ、本件取引の経緯（第3、1(1)）において認定したように、被告は従業員が入れ替わり立ち替わり、取引の帰結を保証するかのような断定的な言辞を用いて、執拗な勧誘を繰り返し、原告を本件取引に引き込み、多数の取引をさせたのであるから、受託契約上の義務に違反して断定的判断の提供を行ったものと認められる。

(4) 説明義務違反

本件オプション取引の有するリスクや複雑性に鑑みると、取次業者としては、受託契約上の付随義務違反として、オプションの基本的な仕組み、リスク、価格変動要因について相手方の理解に応じて、その理解が得られるような具体的な説明を尽くす義務があるというべきである。

本件においては、前記のとおり、被告の従業員から取引開始の前後にパンフレットを用いるなどしてオプション取引の基本的な仕組みやリスクなどについて一般的な説明は行われているが、原告は本件取引終了時においてもオプションの基本的な仕組み自体についての理解を欠いていることから、説明として不十分であるのみならず、被告の従業員らは本件取引の全期間を通して断定的判断の提供を繰り返していることからして、説明義務の違反があったものというべきである。

(5) 一任取引・過当取引

既に認定したとおり、本件オプション取引は一般投資家にとって価格変動

要因についての情報の入手及びこれに基づく相場判断が困難であることからすると、一般投資家の投資判断は、取次業者の提供する情報や相場の見通し等に構造的依存性を有するところ、本件取引においても、本件取引の経緯において認定したとおり、原告は、購入銘柄、購入枚数、転売等について、被告の従業員から指示されるままに取引を行っており、本件取引の全体について実質的に一任取引が行われたとみることができる。しかるところ、一任取引は、それ自体として直ちに違法とはいえないが、本件取引においては、取引回数が153回と多数に及び、原告が本件取引において被った損失中、手数料支払による損失が74パーセント余りを占めるほか、客観的には、オプションを転売するよりも権利放棄で終了する方が原告にとって損失が小さいにもかかわらず、オプションを転売している取引も複数存在するなどの事情も加味すると、本件取引全体にわたり、原告の利益を軽視し、専ら被告の利益を重視した過当な取引が行われたものというべきであり、受託契約上の義務違反があるというべきである。

(6) 原告主張のその他の違法事由について

原告は新規顧客保護義務違反を主張するが、本件においては適合性原則違反の主張の中に吸収されるものと解される。

次に原告は仕切拒否ないし仕切回避を主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

最後に、原告は無断売買を主張し、本件取引の経緯（第3、1(1)ア(タ)）において認定したとおり、本件第2取引の終了日である平成14年5月30日のオプションの転売取引は原告に無断で行われたものであることが認められる（なお、原告は、佐藤が担当した原油のオプション1枚の購入についても無断取引を主張するが、これを認めるに足りる証拠がないのは既に判示したとおりである。）。

(7) 小括

本件においては、本件オプション取引の適合性を欠く原告に対して、取引の全般を通じて、説明義務を怠り、断定的な判断の提供を含む執拗な勧誘が繰り返され、実質的に一任取引とみるべき状況の中で、原告の利益を軽視した過当な取引が行われたものと認めることができ、これらの被告の行為は受託契約上の債務不履行に当たる。

2 争点2について

原告に生じた損害は、累計差損金ではなく、現実に負担した金額と考えるべきところ、既に認定したとおり、本件第1取引における上記金額は1775万0353円、本件第2取引における上記金額は1896万8281円であるから、本件取引により原告に生じた損害額は、合計3671万8634円であることを認めることができ、これを覆すに足りる証拠はない。（別紙売買経過表記載の237ないし243の各取引は無断転売であるから、これによる損害はオプションの当時の時価たる転売価格であり、手数料は原告が負担すべきものでないから損害とはならない。しかし、本件取引においては、被告は無断転売についても転売利益を原告の預かり口座に入金の上、この中から手数料を徴求して精算を行っているから、手数料分も含めて債務不履行と相当因果関係を有する損害ということができる。）

3 争点3について

本件第1取引による損害については、原告側に過失相殺すべき事情はない。次に、本件第2取引による損害については、原告を取引に引き込んだ被告側に帰責事由が大きいことは既に述べたとおりであるが、原告側にも、被告従業員から強い勧誘を受けたとはいえ、本件第1取引で大きな損害を出して終了したにもかかわらず、その教訓を生かさず、オプション取引の仕組みを理解しないまま本件第2取引を開始し、これを継続することにより、自らの損害を拡大させた落ち度があるというべきであり、3割の過失相殺をするのが相当である。したがって、本件において原告に生じた損害額は、争点2で認定した損害額

に上記の割合により過失相殺をした結果算出される3102万8150円にこれに対する1割の弁護士費用を加えた3413万0965円である。

4 争点4について

本件において、原告は、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求を選択的に行っていところ、被告は、不法行為に基づく損害賠償請求については、消滅時効の抗弁を提出するものの、債務不履行に基づく損害賠償請求については、被告は消滅時効の抗弁を提出しない。

そして、争点1から争点3で判断したとおり、本件においては債務不履行に基づく損害賠償請求を認めることができることからすると、改めて不法行為に基づく損害賠償請求権について消滅時効の完成の有無を判断することを要しない。

5 結論

以上により、原告の請求は、3413万0965円及びこれに対する平成14年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第45部

裁判長裁判官 永野厚郎

裁判官 西村康一郎

裁判官 澄 谷 輝 一

売買差益表

番号年月日	商品	限月	行便価格	プレミアム	桂利区公質税	貿新規質決済	元決済	壳新規壳理ト	換算レート	換算レート	手数料	消費税	買付-取引代金	黒計差損益	預入金	総合計
1 H8.10.11 sugar	9/10	11.00	0.4800 call		20				111.90	¥-1203.148	¥ 1400000	¥ 42,000	¥-2,655.148	¥-2,655.148	¥2,800,000	¥2,800,000
2 H8.10.11 sugar	9/10	11.00	0.4800 call						113.30	¥-908.987	¥ 350,000	¥ 10,500	¥-369.487	¥-3,614.635	¥-154,652	¥-154,652
3 H8.10.15									112.90	¥-151.361	¥ 150,000	¥ 35,000	¥-2,377.081	¥-5,551.696	¥-3,445.448	¥-3,445.448
4 H8.11.26 soybean	9/07	750.00	21.5000 call	5					113.45	¥-379.237	¥ 700,000	¥ 21,000	¥-1,500.237	¥-8,191.633	¥700,000	¥-4,773.295
5 H8.12.5 copper	9/05	110.00	3.6500 call	10										¥-3,191.933	¥-3,191.933	
6 H8.12.6 copper	9/05	108.00	3.1000 call	10										¥-3,191.933	¥-3,191.933	
7 H8.12.2														¥-3,191.933	¥-3,191.933	
8 H8.12.6														¥-3,191.933	¥-3,191.933	
9 H8.12.11														¥-3,191.933	¥-3,191.933	
10 H8.12.2														¥-3,191.933	¥-3,191.933	
11 H8.12.13 crude oil	9/03	220.00	83.0000 put	2					114.20	¥-189.572	¥ 140,000	¥ 4,200	¥-333.772	¥-8,525.705	¥1,580,000	¥-331,070
12 H8.12.17														¥-8,525.705	¥-8,525.705	
13 H8.12.19														¥-8,525.705	¥-8,525.705	
14 H9.1.7 crude oil	9/04	235.00	79.0000 put	2					115.70	¥-182.806	¥ 140,000	¥ 4,200	¥-327.006	¥-327.006	¥-327.006	¥-327.006
15 H9.1.10														¥-8,852.711	¥-8,852.711	
16 H9.1.16 sugar	9/07	10.50	0.5800 call	5					117.10	¥-40.670	¥ 420,000	¥ 12,600	¥-713.720	¥-9,725.981	¥-9,725.981	¥-9,725.981
17 H9.1.16 soybean	9/07	750.00	32.0000 call	5					117.15	¥431.200	¥ 4,500	¥ 450	¥-8,804.231	¥-8,804.231	¥-8,804.231	¥-8,804.231
18 H9.1.22														¥-431.200	¥-431.200	
19 H9.2.10 sugar	9/10	11.00	0.2700 call	4					124.10	¥-150.111	¥ 280,000	¥ 8,400	¥-328.511	¥-8,242.742	¥-431.511	¥-431.511
20 H9.2.10 crude oil	9/03	220.00	25.0000 put	2					124.10	¥67.056	¥ 6,000	¥ 180	¥65.770	¥-9,186.812	¥-381.541	¥-381.541
21 H9.2.10 crude oil	9/04	235.00	165.0000 put	2					124.10	¥405.539	¥ 6,000	¥ 180	¥403.359	¥-3,732.22	¥-231.708	¥-231.708
22 H9.2.17														¥-3,732.22	¥-3,732.22	
23 H9.2.18 soybean	9/05	775.00	18.5000 call	1					124.45	¥-115.116	¥ 70,000	¥ 2,100	¥-872.116	¥-8,970.728	¥-187.216	¥-187.216
24 H9.2.20														¥-8,970.728	¥-8,970.728	
25 H9.3.12 copper	9/05	10.00	3.4000 call	17					123.50	¥784.575	¥ 51,000	¥ 1,520	¥732.045	¥-728.693	¥1,042.012	¥1,042.012
26 H9.3.13 copper	9/05	10.00	4.3500 call	10					123.50	¥1,345.052	¥ 30,000	¥ 900	¥-312.62	¥-5,326.531	¥211.707	¥211.707
27 H9.3.16 copper	9/05	14.00	3.0000 put	25					123.60	¥-2,317.500	¥ 50,000	¥ 15,000	¥-2,332.500	¥-5,759.031	¥55.876	¥55.876
28 H9.3.18 soybean	9/05	775.00	56.0000 call	1					123.30	¥245.240	¥ 3,000	¥ 90	¥442.150	¥-8,416.081	¥-8,416.081	¥-8,416.081
29 H9.3.18 soybean	9/08	900.00	28.0000 call	2					123.10	¥355.960	¥ 140,000	¥ 4,200	¥-501.160	¥-9,916.071	¥-57.617	¥-57.617
30 H9.3.26 sugar	9/07	10.50	0.4600 call	1					123.45	¥55.305	¥ 3,000	¥ 90	¥-525.215	¥-8,656.550	¥-106.822	¥-106.822
31 H9.3.27 soybean	9/07	950.00	20.0000 call	1					124.75	¥-124.750	¥ 20,000	¥ 800	¥-145.350	¥-9,011.206	¥-44.522	¥-44.522
32 H9.3.27														¥-9,011.206	¥-9,011.206	
33 H9.3.31														¥-9,011.206	¥-9,011.206	
34 H9.4.28 sugar	9/07	10.50	0.6300 call	4.5					126.45	¥447.556	¥ 15,000	¥ 350	¥431.776	¥-8,579.320	¥-31.776	¥-31.776
35 H9.4.28 sugar	9/08	900.00	11.00	0.5000 call	5				127.20	¥-355.160	¥ 100,000	¥ 5,000	¥-461.160	¥-9,140.890	¥-23.184	¥-23.184
36 H9.5.2 soybean	9/08	900.00	29.0000 call	2					127.00	¥-368.300	¥ 140,000	¥ 7,000	¥-515.300	¥-9,355.980	¥-514.884	¥-514.884
37 H9.5.7														¥-9,355.980	¥-9,355.980	
38 H9.5.7														¥520,000	¥520,000	
39 H9.5.29 natural gas	9/07	230.00	10.0000 call	1					116.85	¥-116.850	¥ 70,000	¥ 3,500	¥-190.350	¥-9,145.240	¥-185.034	¥-185.034
40 H9.5.30														¥-9,145.240	¥-9,145.240	
41 H9.6.3														¥-9,145.240	¥-9,145.240	
42 H9.6.12 soybean	9/07	950.00	0.1250 call	1					114.45	¥71.5	¥ 3,000	¥ 150	¥-2,435	¥-9,145.875	¥-2,435	¥-2,435
43 H9.6.12 crude oil	9/10	200.00	84.0000 call	1					114.80	¥-86.432	¥ 20,000	¥ 1,000	¥-17.432	¥-886.107	¥-19.867	¥-19.867
44 H9.6.13														¥-17.432	¥-17.432	
45 H9.6.24 copper	9/12	114.00	3.3000 call	25					113.90	¥2,349.187	¥ 75,000	¥ 3,750	¥2,704.97	¥-9,068.101	¥130,000	¥130,000
46 H9.6.25 sugar	9/07	11.00	0.5000 call	7					114.50	¥-502.700	¥ 490,000	¥ 24,500	¥-1,017.200	¥-8,812.270	¥269,570	¥269,570
47 H9.6.25 gas	9/07	230.00	0.5000 call	1					113.15	¥5,657	¥ 3,000	¥ 150	¥2,507	¥-8,610.663	¥1,265.877	¥1,265.877
48 H9.6.30														¥1,265.877	¥1,265.877	
49 H9.7.9 soybean	9/08	900.09	0.1250 call	2					113.15	¥1,414	¥ 6,000	¥ 300	¥-4,886	¥-8,610.363	¥-4,886	¥-4,886
50 H9.7.9 soybean	9/08	900.09	0.1250 call	2					113.15	¥1,414	¥ 6,000	¥ 300	¥-4,886	¥-8,610.363	¥-4,886	¥-4,886
51 H9.7.9 gold	9/02	3200.00	360.0000 put	4					113.05	¥368.892	¥ 80,000	¥ 4,000	¥-472.882	¥-9,068.021	¥482.6164	¥482.6164
52 H9.7.10														¥482.6164	¥482.6164	
53 H9.7.22 sugar	9/10	11.00	0.5100 call	20					115.60	¥1,320.614	¥ 80,000	¥ 3,000	¥-1,257.614	¥-7,533.113	¥1,265.877	¥1,265.877
54 H9.7.22 sugar	9/10	11.00	0.8800 call	4					115.60	¥254.122	¥ 120,000	¥ 600	¥-252.522	¥-8,833.324	¥1,265.877	¥1,265.877
55 H9.7.22 sugar	9/07	11.00	0.8800 call	14					115.60	¥-141.324	¥ 200,000	¥ 10,000	¥-131.324	¥-8,833.324	¥1,265.877	¥1,265.877
56 H9.7.28 wheat	9/03	350.00	27.5000 call	44					117.95	¥-648.725	¥ 280,000	¥ 14,000	¥-942.725	¥-9,317.946	¥1,265.877	¥1,265.877

51	H9.7.29		9711	2000.00	122,000.00	call	4		116,80	¥-579,744	¥ 260,000	¥ 14,000	¥-573,14	¥-10,591,694	¥850,000	¥812,423
52	H9.7.31 crude oil		9711	2000.00	115,000.00	call	2		115,20	¥264,960	¥ 6,000	¥ 380	¥558,660	¥-10,693,026	¥-19,121	¥-10,693,026
53	H9.8.1 crude oil		9711	2000.00	22,000.00	call	2		118,95	¥-523,380	¥ 40,000	¥ 2,000	¥-565,380	¥-11,058,404	¥-19,041	¥-19,041
61	H9.8.7 natural gas		9711	2000.00	73,000.00	call	1		117,40	¥85,702	¥ 3,000	¥ 150	¥82,352	¥-11,058,04	¥220,000	¥219,559
62	H9.8.8		9710	2000.00	99,000.00	call	2		117,40	¥220,104	¥ 6,000	¥ 300	¥222,804	¥-10,752,048	¥104,511	¥104,511
63	H9.8.13 crude oil		9711	2000.00	11,750.00	call	3		116,10	¥204,656	¥ 60,000	¥ 3,000	¥-67,326	¥-11,031,974	¥60,689	¥60,689
64	H9.8.13 crude oil		9711	2000.00	11,750.00	call	2		118,00	¥-35,350	¥ 50,000	¥ 3,000	¥-48,350	¥-11,031,974	¥60,689	¥60,689
65	H9.8.14 corn		9803	220.00	15,750.00	call	2		118,90	¥-363,155	¥ 210,000	¥ 10,500	¥-521,695	¥-11,032,219	¥511,839	¥511,839
67	H9.8.15		9803	675.00	17,000.00	call	3		121,05	¥-490,252	¥ 210,000	¥ 10,500	¥-510,152	¥-12,502,071	¥3144	¥3144
68	H9.8.25 soybean		9803	675.00	18000.00	call	3		120,90	¥1,088,100	¥ 6,000	¥ 300	¥1,088,100	¥-11,421,171	¥1,088,192	¥1,088,192
69	H9.8.26		9803	13500.00	13500.00	call	3		121,50	¥291,600	¥ 210,000	¥ 10,500	¥-512,100	¥-11,383,271	¥577,092	¥577,092
70	H9.8.29 cocoa		9803	18000.00	850.00	call	2		119,50	¥-203,150	¥ 80,000	¥ 4,000	¥-287,150	¥-12,220,321	¥287,151	¥287,151
71	H9.9.1 natural gas		9711	260.00	45,000.00	call	2		120,90	¥-3174,528	¥ 140,000	¥ 7,000	¥-3174,528	¥-11,421,171	¥280,000	¥280,000
72	H9.9.3 East		9803	700.00	16,000.00	call	3		120,60	¥-361,800	¥ 210,000	¥ 10,500	¥-582,200	¥-11,383,271	¥577,093	¥577,093
73	H9.9.3 soybean		9803	700.00	10000.00	put	3		121,50	¥-291,600	¥ 210,000	¥ 10,500	¥-512,100	¥-11,383,271	¥577,092	¥577,092
74	H9.9.8		9803	17500.00	17500.00	call	3		121,00	¥569,164	¥ 15,000	¥ 750	¥555,434	¥-12,502,071	¥564,449	¥564,449
75	H9.9.10 soybean		9803	21000.00	850.00	call	2		121,50	¥738,912	¥ 210,000	¥ 10,500	¥738,862	¥-11,421,171	¥1,301,617	¥1,301,617
76	H9.9.12 small		9804	32000.00	720,000.00	put	2		121,20	¥-174,528	¥ 140,000	¥ 7,000	¥-3174,528	¥-11,421,171	¥280,000	¥280,000
77	H9.9.17 gold		9804	32000.00	720,000.00	put	2		120,60	¥-361,800	¥ 210,000	¥ 10,500	¥-582,200	¥-11,383,271	¥577,092	¥577,092
78	H9.9.24 cocoa		9803	17500.00	10000.00	call	3		121,50	¥-291,600	¥ 210,000	¥ 10,500	¥-512,100	¥-11,383,271	¥577,092	¥577,092
79	H9.9.19		9803	17500.00	17500.00	call	3		121,50	¥-571,600	¥ 350,000	¥ 17,500	¥-545,100	¥-12,779,053	¥230,000	¥1,321,249
80	H9.9.25 sugar		9805	11,00	0,800.00	call	5		121,50	¥-571,600	¥ 350,000	¥ 17,500	¥-545,100	¥-12,779,053	¥230,000	¥1,321,249
81	H9.9.25 sugar		9807	11,00	0,800.00	call	5		121,50	¥-571,600	¥ 350,000	¥ 17,500	¥-545,100	¥-12,779,053	¥230,000	¥1,321,249
82	H9.9.25 sugar		9803	18000.00	3500.00	call	5		121,50	¥-571,600	¥ 350,000	¥ 17,500	¥-545,100	¥-12,779,053	¥230,000	¥1,321,249
83	H9.9.25 cocoa		9803	18000.00	9500.00	call	2		121,50	¥-231,040	¥ 140,000	¥ 7,000	¥-370,040	¥-13,517,093	¥21,522	¥21,522
84	H9.9.25 cocoa		9803	18000.00	9500.00	call	2		121,50	¥-231,040	¥ 140,000	¥ 7,000	¥-370,040	¥-13,517,093	¥21,522	¥21,522
85	H9.9.29		9807	11,00	0,800.00	call	4		121,50	¥524,462	¥ 12,000	¥ 600	¥511,882	¥-12,845,211	¥511,845	¥511,845
86	H9.10.6 sugar		9802	32000.00	260,000.00	put	4		121,50	¥697,500	¥ 12,000	¥ 600	¥84,980	¥-12,660,251	¥564,449	¥564,449
87	H9.10.6 gold		9802	32000.00	16000.00	put	4		122,50	¥582,120	¥ 80,000	¥ 4,000	¥-13,727,271	¥1,301,617	¥1,301,617	¥1,301,617
88	H9.10.6 cocoa		9712	16000.00	10800.00	call	4		122,50	¥582,120	¥ 80,000	¥ 4,000	¥-13,727,271	¥1,301,617	¥1,301,617	¥1,301,617
89	H9.10.8		9803	280.00	18,000.00	call	2		119,50	¥215,820	¥ 6,000	¥ 300	¥209,520	¥-13,349,141	¥577,092	¥577,092
90	H9.10.8 soybean		9803	675.00	30,000.00	call	3		119,90	¥179,850	¥ 6,000	¥ 300	¥173,550	¥-13,727,271	¥530,099	¥530,099
91	H9.10.8 soybean		9803	700.00	20,000.00	call	3		119,90	¥339,550	¥ 9,000	¥ 450	¥330,100	¥-12,541,591	¥880,099	¥880,099
92	H9.10.8 natural gas		9803	265.00	23,500.00	call	4		121,60	¥-1,143,040	¥ 280,000	¥ 14,000	¥-1,431,040	¥-13,727,061	¥555,691	¥555,691
93	H9.10.8 corn		9803	300.00	10,000.00	call	3		119,50	¥179,850	¥ 9,000	¥ 450	¥170,400	¥-13,555,661	¥389,291	¥389,291
94	H9.10.8 corn		9803	280.00	18,000.00	call	2		119,50	¥215,820	¥ 6,000	¥ 300	¥209,520	¥-13,349,141	¥577,092	¥577,092
95	H9.10.8 soybean		9803	675.00	30,000.00	call	2		119,50	¥179,850	¥ 6,000	¥ 300	¥173,550	¥-13,727,271	¥530,099	¥530,099
96	H9.10.8 soybean		9807	11,00	0,800.00	call	6		121,20	¥835,187	¥ 16,000	¥ 900	¥832,28	¥-12,333,034	¥44,606	¥44,606
97	H9.10.9 cocoa		9803	17500.00	10300.00	call	4		120,50	¥-495,460	¥ 280,000	¥ 14,000	¥-790,460	¥-13,128,764	¥305,915	¥305,915
98	H9.10.9 sugar		9803	12,00	0,600	call	4		120,50	¥-244,521	¥ 90,000	¥ 4,000	¥-345,521	¥-13,472,285	¥81,445	¥81,445
99	H9.10.10 wheat		9803	300.00	16,500.00	call	4		121,20	¥339,960	¥ 12,000	¥ 600	¥331,160	¥-13,398,925	¥523,405	¥523,405
100	H9.10.13 cocoa		9712	16000.00	9500.00	call	4		121,20	¥460,560	¥ 12,000	¥ 600	¥441,660	¥-12,541,965	¥83,321	¥83,321
101	H9.10.13 cocoa		9803	18000.00	7400.00	call	4		121,65	¥-360,084	¥ 80,000	¥ 4,000	¥-444,084	¥-14,432,400	¥-1,068,030	¥-1,068,030
102	H9.10.20 sugar		9807	11,50	0,6700	call	7		121,65	¥-65,651	¥ 99,000	¥ 24,500	¥-150,351	¥-150,351	¥81,677	¥81,677
103	H9.10.20 natural gas		9803	215.00	36,000.00	call	5		120,50	¥1,735,200	¥ 12,000	¥ 600	¥1,722,600	¥-12,511,800	¥657,570	¥657,570
104	H9.10.23 natural gas		9712	320.00	10,500.00	put	2		122,40	¥-257,040	¥ 40,000	¥ 2,000	¥-294,040	¥-12,813,840	¥293,041	¥293,041
105	H9.10.23 natural gas		9804	32000.00	450,000.00	put	2		121,95	¥159,755	¥ 6,000	¥ 300	¥153,455	¥-12,115,385	¥44,606	¥44,606
106	H9.10.23 gold		9804	32000.00	675.00	call	5		122,55	¥-474,981	¥ 350,000	¥ 17,500	¥-641,361	¥-13,352,166	¥837,966	¥837,966
107	H9.10.24 soybean		9803	675.00	15,500.00	call	5		122,55	¥-1,150,351	¥ 105,000	¥ 2,000	¥-150,351	¥-150,351	¥81,677	¥81,677
108	H9.10.24 soybean		9803	675.00	15,500.00	call	5		122,55	¥-1,150,351	¥ 105,000	¥ 2,000	¥-150,351	¥-150,351	¥81,677	¥81,677
109	H9.10.26		9803	215.00	17,000.00	put	2		119,80	¥407,320	¥ 6,000	¥ 300	¥401,020	¥-13,151,746	¥401,019	¥401,019

11.1	H9.10.31 crude oil	98051	165000000	850000000	call	2	121.95	Y-231.7051	Y-140.0000	Y-7.0000	Y-37.7051	Y-13.3303451	Y-22.2114
11.2	H9.12.3 cocaine	98051	165000000	100000000	call	4	129.75	Y-5.9.0001	Y-260.0000	Y-14.0000	Y-31.0000	Y-14.443.451	Y-750.565
11.3	H9.12.3 cocaine	98051	165000000	100000000	call	10	131.65	Y-1.226.295	Y-200.0000	Y-10.0000	Y-1.43.205	Y-15.71.656	Y-1.426.81
11.4	H9.12.6 gold	98081	20000000	930.00000	call	3	127.5	Y-190.7251	Y-126.0000	Y-450	Y-249.8261	Y-15.344.4451	Y-124.5616
11.5	H9.12.6 cocaine	98031	18000000	500000000	call	5	127.15	Y-259.3951	Y-9.0000	Y-450	Y-130.7125	Y-15.344.4451	Y-915.610
11.6	H9.12.6 cocaine	98031	17500000	5800.00000	call	3	127.15	Y-17.8151	Y-15.0000	Y-750	Y-102.7125	Y-15.344.4451	Y-633.555
11.7	H9.12.6 cocaine	98031	18000000	5000.00000	call	2	127.15	Y-127.1501	Y-6.0000	Y-300	Y-20.8560	Y-15.325.70	Y-572.705
11.8	H9.12.6 cocaine	98031	18000000	5000.00000	call	4	127.15	Y-345.8481	Y-12.0000	Y-600	Y-33.2468	Y-14.592.222	Y-239.477
11.9	H9.12.6 cocaine	98031	17500000	5000.00000	call	1	127.15	Y-224.3501	Y-12.0000	Y-600	Y-241.7001	Y-14.150.522	Y-243
12.0	H9.12.6 cocaine	98031	18000000	5000.00000	call	4	129.80	Y-216.214	Y-250.0000	Y-17.500	Y-649.7141	Y-14.992.235	Y-61.111
12.1	H9.12.9 sugar	98110	12.00	0.3000	call	5	131.5	Y-712.1871	Y-15.0000	Y-750	Y-98.457	Y-14.29.7981	Y-704.966
12.2	H9.12.9 sugar	98031	615.00	21.5000	call	5	132.50	Y-451.1801	Y-100.0000	Y-5.000	Y-556.1801	Y-14.85.9791	Y-148.707
12.3	H10.1.3 gold	98081	3000000	680.00000	call	5	132.70	Y-451.1801	Y-100.0000	Y-5.000	Y-855.9791	Y-14.85.9791	Y-148.707
12.4	H10.1.3 gold	98081	3000000	680.00000	call	1	125.55	Y-111.7391	Y-70.0000	Y-3.500	Y-155.2391	Y-15.032.18	Y-165.240
12.5	H10.1.28 crude oil	98081	1800000	89.00000	call	1	126.90	Y-628.1551	Y-350.0000	Y-17.500	Y-95.6551	Y-16.034.872	Y-185.239
12.6	H10.1.28 crude oil	98081	1800000	99.00000	call	5	126.95	Y-132.6550	Y-15.0000	Y-750	Y-16.9001	Y-14.97.9751	Y-121.242
12.7	H10.1.29 crude oil	98081	1800000	99.00000	call	5	124.50	Y-1001.9681	Y-100.0000	Y-35.000	Y-738.9681	Y-16.65941	Y-1738.969
12.8	H10.1.30 crude oil	98081	3000000	1800.00000	call	10	124.55	Y-1392.8601	Y-300.0000	Y-15.500	Y-161.3001	Y-14.669.641	Y-222.311
12.9	H10.2.5 gold	98081	10.50	0.7200	call	10	125.15	Y-105.3771	Y-70.0000	Y-3.500	Y-179.8771	Y-16.075.516	Y-124.454
13.0	H10.2.5 sugar	98031	10.50	0.7200	call	1	125.15	Y-105.3771	Y-70.0000	Y-3.500	Y-187.75518	Y-14.875.518	Y-124.454
13.1	H10.2.5 sugar	98031	10.50	0.7200	call	4	125.15	Y-105.3771	Y-70.0000	Y-3.500	Y-187.75518	Y-14.875.518	Y-124.454
13.2	H10.2.5 gold	98081	10.50	0.7200	call	1	125.15	Y-105.3771	Y-70.0000	Y-3.500	Y-187.75518	Y-14.875.518	Y-124.454
13.3	H10.2.6 crude oil	98081	1800000	85.00000	call	4	126.45	Y-12.000	Y-30.0000	Y-1.000	Y-255.9301	Y-14.29.7981	Y-121.245
13.4	H10.2.13 sugar	98031	12.00	0.3000	call	1	126.45	Y-30.0000	Y-1.000	Y-1.000	Y-255.9301	Y-14.29.7981	Y-121.245
13.5	H10.2.71	98071	1800000	18000000	call	1	130.35	Y-234.9891	Y-20.0000	Y-1.000	Y-255.9301	Y-14.29.7981	Y-121.245
13.6	H10.3.23 crude oil	98071	165.00	80.00000	call	2	130.10	Y-117.0901	Y-6.0000	Y-300	Y-10.701.701	Y-14.97.9751	Y-145.201
13.7	H10.3.23 cocaine	98031	16500000	4500.00000	call	4	130.10	Y-234.1801	Y-12.0000	Y-600	Y-212.5801	Y-14.791.38	Y-76.380
13.8	H10.3.23 cocaine	98031	16500000	4500.00000	call	1	130.10	Y-234.1801	Y-12.0000	Y-600	Y-14.791.38	Y-76.380	Y-76.380
13.9	H10.4.6	98071	11.50	0.7500	call	5	132.45	Y-430.4621	Y-350.0000	Y-17.500	Y-737.9021	Y-15.59.100	Y-277.903
14.0	H10.4.27 gold	98110	3200000	650.00000	call	5	132.45	Y-430.4621	Y-350.0000	Y-17.500	Y-737.9021	Y-15.59.100	Y-277.903
14.1	H10.4.30 crude oil	98061	1800000	18000000	call	1	132.45	Y-15.59.100	Y-1.000	Y-1.000	Y-255.9301	Y-14.29.7981	Y-121.245
14.2	H10.5.8 crude oil	98061	1800000	18000000	call	1	132.45	Y-15.59.100	Y-1.000	Y-1.000	Y-255.9301	Y-14.29.7981	Y-121.245
14.3	H10.5.8 crude oil	98061	1800000	18000000	call	5	132.45	Y-15.59.100	Y-1.000	Y-1.000	Y-255.9301	Y-14.29.7981	Y-121.245
14.4	H10.5.8 crude oil	98061	1800000	18000000	call	7	132.45	Y-15.59.100	Y-1.000	Y-1.000	Y-255.9301	Y-14.29.7981	Y-121.245
14.5	H10.6.12 sugar	98071	11.50	0.7500	call	7	136.50	Y-435.7081	Y-350.0000	Y-17.500	Y-303.2081	Y-16.400.3081	Y-361.171
14.6	H10.6.12 sugar	98071	9.00	0.5000	call	5	136.50	Y-435.7081	Y-350.0000	Y-17.500	Y-303.2081	Y-16.400.3081	Y-361.171
14.7	H10.6.17 crude oil	98071	165000	150000	call	1	142.35	Y-102.0361	Y-70.0000	Y-3.500	Y-109.1901	Y-17.097.190	Y-175.536
14.8	H10.6.19 sugar	98031	9.50	0.4200	call	1	141.40	Y-66.5141	Y-70.0000	Y-3.500	Y-140.014	Y-17.223.204	Y-160.015
14.9	H10.6.22 sugar	98031	9.00	0.3500	call	3	141.75	Y-300.8461	Y-20.0000	Y-1.000	Y-15.59.100	Y-14.29.7981	Y-121.245
15.0	H10.6.22	98031	9.00	0.3500	call	1	141.75	Y-300.8461	Y-20.0000	Y-1.000	Y-15.59.100	Y-14.29.7981	Y-121.245
15.1	H10.6.16	98031	9.00	0.3500	call	5	141.75	Y-300.8461	Y-20.0000	Y-1.000	Y-15.59.100	Y-14.29.7981	Y-121.245
15.2	H10.6.16 sugar	98031	9.00	0.3500	call	1	141.75	Y-300.8461	Y-20.0000	Y-1.000	Y-15.59.100	Y-14.29.7981	Y-121.245
15.3	H10.6.19 sugar	98031	9.50	0.4200	call	1	141.75	Y-300.8461	Y-20.0000	Y-1.000	Y-15.59.100	Y-14.29.7981	Y-121.245
15.4	H10.7.28 sugar	98031	9.50	0.4200	call	1	141.75	Y-300.8461	Y-20.0000	Y-1.000	Y-15.59.100	Y-14.29.7981	Y-121.245
15.5	H10.7.29 sugar	98031	9.00	0.3500	call	5	141.75	Y-300.8461	Y-20.0000	Y-1.000	Y-15.59.100	Y-14.29.7981	Y-121.245
15.6	H10.9.11 sugar	98031	9.00	0.3500	call	4	143.00	Y-327.1121	Y-80.0000	Y-4.000	Y-41.71.713	Y-17.648.916	Y-513.151
15.7	H10.9.11 sugar	98031	8.00	0.3400	call	1	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
15.8	H10.9.11 sugar	98031	8.00	0.3400	call	4	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
15.9	H10.9.11 sugar	98110	3200000	150000	call	4	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.0	H10.9.16	98110	9.00	0.3500	call	1	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.1	H11.2.12 sugar	99031	10.50	0.7500	call	1	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.2	H11.2.12 sugar	99031	9.00	0.6000	call	5	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.3	H11.2.12 sugar	99031	9.00	0.6000	call	3	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.4	H11.2.12 sugar	99031	9.00	0.6000	call	1	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.5	H11.2.12 sugar	99031	9.50	0.7500	call	1	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.6	H11.4.9 sugar	99051	8.00	0.3000	call	4	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.7	H11.4.9 sugar	99051	8.00	0.3000	call	1	143.00	Y-80.1381	Y-80.0000	Y-1.000	Y-10.1438	Y-17.756.354	Y-513.151
16.8	H11.7.6 sugar	99031	9.00	0.6000	call	2	143.00	Y-186.2491	Y-140.0000	Y-7.0000	Y-333.2491	Y-16.063.603	Y-16.751
16.9	H11.7.6 sugar	99031	8.50	0.5700	call	2	143.00	Y-186.2491	Y-140.0000	Y-7.0000	Y-333.2491	Y-16.063.603	Y-16.751
17.0	H13.7.31 sugar	99031	8.00	0.5800	call	3	143.00	Y-284.1141	Y-20.0000	Y-10.500	Y-504.6141	Y-18.588.217	Y-504.615

